

【70歳未満の方の限度額区分】

所得区分			自己負担限度額		
			3回目まで	4回目以降 ^{※1}	
上位 所得者		総所得金額等が 901万円を超える	(ア)	252,600円+([総医療費-842,000円]×1%)	140,100円
		総所得金額等が600万円 を超え901万円以下	(イ)	167,400円+([総医療費-558,000円]×1%)	93,000円
一般		総所得金額等が210万円 を超え600万円以下	(ウ)	80,100円+([総医療費-267,000円]×1%)	44,400円
		総所得金額等が 210万円以下	(エ)	57,600円	
住民税非課税世帯			(オ)	35,400円	24,600円

※1 過去12ヶ月以内に同一世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合

【70歳以上の人の場合】

所得区分			自己負担限度額		
			3回目まで	4回目以降 ^{※2}	
現役 並み 所得者	Ⅲ	課税所得が690万円以上		252,600円+([総医療費-842,000円]×1%)	140,100円
	Ⅱ	課税所得が380万円 以上690万円未満		167,400円+([総医療費-558,000円]×1%)	93,000円
	Ⅰ	課税所得が145万円 以上380万円未満		80,100円+([総医療費-267,000円]×1%)	44,400円
所得区分			自己負担限度額		
			外来限度額 (個人単位) A	外来+入院(世帯単位) B	
				3回目まで	4回目以降 ^{※2}
一般		課税所得が 145万円未満等	18,000円 (8月~翌年7月の年間限度額) 144,000円	57,600円	44,400円
低所得者	Ⅱ		8,000円	24,600円	
	Ⅰ			15,000円	

※2 過去12ヶ月以内にBの高額療養費の支給が4回以上あった場合

◎ 一般・低所得者は、外来限度額Aを適用後、入院と合算してBの限度額を適用(70歳未満の人と合算する場合は別途)